

伊予市役所 ☎982-1111(代)

中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

軽自動車税・自動車税には
減免措置制度があります

税務課(内線534)

身体障害者・戦傷病者が所有し、自らが運転する車両、または精神障害者・18歳未満の身体障害者と生計を共にする方が所有する車両は、障害の程度により軽自動車税・自動車税が減免される場合があります。

■対象車両

- ① 障害者が所有し、自らが運転する車両
 - ② 18歳未満の障害者や重度精神障害者と生計を共にする方が所有・運転し、障害者のために使用する車両
 - ③ 重度身体障害者の所有で、生計を共にする方が運転し、障害者のために使用する車両
- ※自家用車のみで、軽自動車・自動車あわせて1人1台のみ減免できま

■申請に必要なもの

- ① 減免申請書(軽自動車税は税務課、自動車税は福祉課にありま
- ② 運転免許証
- ③ 印鑑
- ④ 自動車検査証
- ⑤ 納税通知書

⑥ 身体障害者手帳(戦傷病者手帳療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または精神状態に関する証明書)

※生計を共にする方が所有または運転される場合は、通学・通院・通所または生業を行っていることの証明書、福祉課発行の生計同一証明書又は健康保険証も必要です。

■申請書提出期限

5月24日(火)

■申請書提出先・お問い合わせ

○軽自動車税
市役所税務課(内線534)又は各地域事務所総務調整課へ。
○自動車税
松山地方局課税課(松山市北持田町132、☎941111)へ。

軽自動車税の納期が変わりました

税務課(内線534)

軽自動車税を納めていただく時期(納期)は、これまで4月としていたが、今年度から自動車税と同様、5月になりました。自動車にかかると税金は、車検を受けるときに納めれば良い税金ではありません。必ず5月31日(火)の納付期限までに納めてください。また、お手持ちの平成16年度軽自動車税納税証明書(車検用)の有効期限は、平成17年4月28日と記載されていますが、納期の変更にともない平成17年5月30日まで

そのままご利用いただけます。

なお、自動車税、軽自動車税は4月1日現在で登録されている自動車、軽自動車の所有者に課税されます。廃車・名義変更をされる方は、3月末までに手続きをしてください。

※自動車税については、松山地方局課税課(松山市北持田町132、☎941111)へお問い合わせください。

土地・家屋の価格等縦覧帳簿を縦覧しています

固定資産税の納税義務者および委任を受けた方は、「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」で、比較したい土地又は家屋の地番を指定して閲覧することができます。

また、今までと同様、納税義務者は自分の資産内容が分かる「課税台帳」も閲覧できます。

■縦覧期間 4月1日(金)～5月2日(月)

8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所・お問い合わせ 税務課(内線532)又は各地域事務所総務調整課へ。

休日に出張収納窓口を設置します

軽自動車税・自動車税(県税)が対象です。

■日時 5月21日(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)、9:30～18:00

■場所 ディック伊予店(下吾川)

5月中旬に送付された納付書をお持ちください。また、同じ日程で市役所庁舎内でも休日納付窓口を設置します。税の納付、納付相談にご利用ください。

■お問い合わせ 税務課(内線545)へ。

国民健康保険からのお知らせです

健康保険課（内線555）

現在使用している健康保険証の有効期限は、平成18年7月31日になっていきます。社会保険に加入したり、転居したりするなど変更が生じた場合は、そのまま使用することはできません。必ず14日以内に届け出てください。

保険証は1人1枚になっていきますので、医療機関にかかるときは確認して提示してください。また、保険証力バーが必要な方は、国保窓口でお渡ししていますのでお申し出ください。

なお、本庁地区（旧伊予市区域）の方は、老人医療受給者証などの変更はありませんので、そのままお使いください。

また、転居や不在のため、配達できない保険証は市で保管しています。お心当たりのある方は、印鑑と身分の分かるもの（保険証や運転免許証など）を持参の上、健康保険課国保担当窓口までお越しください。

葬祭費、出産育児一時金、高額療養費貸付などの支払いについては

中山・双海地域事務所では、すべて口座払いとなります。世帯主（葬祭費は葬祭執行者）の口座番号等が申請時に必要です（郵便局へ

の振り込みはできません。現金での受け取りを希望される場合は、直接市役所へ15時まで申請してください。

高額療養費の支払いは

高額療養費に該当する方は、はがきで通知します。はがきが届いたら、領収書、印鑑、はがき、世帯主の口座番号がわかるものを持参の上、申請してください。

こんなとき14日以内に届け出を

	こんなとき	持参するもの
国保に入る	市外から転入した	印鑑
	職場の健康保険をやめた	印鑑・健康保険資格喪失証明書
国保をやめる	市外へ転出する	印鑑・保険証
	職場の健康保険に加入した	印鑑・国保と健保の保険証
その他	退職者医療制度に該当した	印鑑・保険証・年金証書・年金加入期間がわかるもの
	住所・世帯主・氏名などが変わった	印鑑・保険証
	遠隔地に修学のため、子どもが家族と離れて生活するようになった	印鑑・保険証・在学証明書

「愛媛県市町村交通災害共済」に加入しましょう

総務課（内線506）

交通事故による死傷者を市民相互で救済することを目的に「愛媛県市町村交通災害共済」があります。この共済は、1人年額600円（中学生以下は250円）の掛け金で加入することができ、交通事故による災害に遭った場合には、最高100万円の災害見舞金を受けることができます。また、航空機や船舶事故なども見舞金の対象になります。保障内容も充実しています。

- 掛け金
1人年額 一般600円、中学生以下250円
- 加入口数
1人につき1口まで
- 加入期間
申し込みの翌日から平成18年3月31日まで
- 加入資格
市内在住の方、およびこの共済に加入した方の扶養家族で市外在住の方（学生など）

＝ 交通事故状況 ＝

（3月末日現在）

	3月	累計	愛媛県
発生	25件	66件	2,632件
死者	1人	3人	36人
傷者	35人	80人	3,235人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

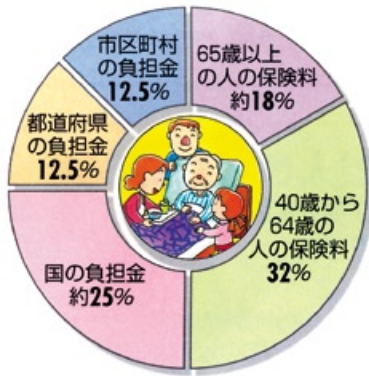
（3月中）

	発生	累計	前年比
侵入盗	9件	14件	-8件
自動車盗	0件	2件	-2件
オートバイ盗	1件	8件	±0件
自転車盗	9件	20件	-7件
車上ねらい	5件	11件	-6件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

65歳以上の皆さんへ
平成17年度介護保険料額と納付方法

健康保険課（内線562）



介護サービスにかかる費用総額（利用者負担分を除く）の18%は、65歳以上の皆さんが納める介護保険料でまかなわれています。また、32%は40歳から64歳までの方の保険料で、残り50%を公費で負担しています。

介護保険料は、旧市町（伊予市・中山町・双海町）がそれぞれ介護保険事業計画を策定し、平成15年度から平成17年度までに保険料を設定していましたが、合併にともない平成17年度の保険料を見直しました。算定基礎数値は、合併前の市町が策定した事業計画を統合し、統一保険料としました。その結果、標準月額が3,900円、年額46,800円（第3段階保険料の場合）となります。

介護保険料段階別一覧表

段階	対象者	新保険料額(年額)	旧伊予市	旧中山町	旧双海町
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	23,400円	23,400円	21,000円	18,500円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税	35,100円	35,100円	31,500円	27,700円
第3段階	○本人が市民税非課税	46,800円	46,800円	42,000円	36,900円
第4段階	○本人が市民税課税で、年間の合計所得金額が200万円未満	58,500円	58,500円	52,500円	46,100円
第5段階	○本人が市民税課税で年間の合計所得金額が200万円以上	70,200円	70,200円	63,000円	55,300円

納付方法

納付方法	対象者	徴収開始月	各納期
特別徴収 (年金天引き)	4月1日現在年金受給者で、年間年金収入額が18万円以上の方 ※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金の方は対象外	4月から	仮徴収：4・6・8月 本徴収：10・12・2月
普通徴収 (納付書納付) (口座振替)	○年間年金収入額が18万円未満の方 ○受給年金が老齢福祉年金、障害年金、遺族年金の方 ○年度中に資格取得した（65歳到達、転入など）方	7月から	7月から翌年3月までの全期（9期） ※年度途中で普通徴収となった方は、その月から翌年3月までの各期

募集します！

伊予市介護相談員



市では、中立的かつ公平な立場で介護サービス利用者の要望や意見を聞き、事業者に伝達する橋渡し役として、『介護相談員』制度を設けています。

■活動内容

サービス提供事業所へ定期的に訪問し、利用者の方の相談のりながら問題点を見つけ出し、それを事業者に伝え解決することで、お互いの信頼関係を築くお手伝いをしていただきます。

■応募要件

特定の職域や資格は必要ありませんが、高齢者介護に興味や熱意をもった方で、定期的な訪問と、市が実施する研究会などに参加できることが要件となります。

■任期 2年間

■申し込み・お問い合わせ

5月20日(金)までに健康保険課（内線562）へ。

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

市民生活課（内線535）

狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上を図るため、犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。犬の飼い主の方は、この巡回期間にぜひ受けてください。

■犬の登録

犬の登録は生涯1回で済むようになっています。まだ未登録の犬を飼っている方や、新たに飼い始めた方は早めに登録してください。ただし、旧中山町、旧双海町において登録された犬は、伊予市の新しい鑑札と交換する必要がありますので、古い鑑札を持って市民生活課までお越しください（無料）。

○登録料 3,000円

※鑑札を紛失した場合、再交付料として1,600円必要となります。

■登録の変更

犬の登録に変更が生じた場合、必ず届け出をしてください。

○飼い犬が死亡したとき↓市役所市民生活課へ

○犬の所在地・所有者が変わったとき↓新所在地の市町村窓口へ

※必要なもの①印鑑②犬の鑑札③狂犬病予防注射済票

■狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は登録と異なり、狂犬病予防法にもとづき、生後91日以上の子犬は、毎年1回受けなければなりません。5月17日（火）から次の表の日程で各地を巡回しますので、必ず受けましょう。

○注射料 2,850円

※内訳/注射代金2,300円、注射済票交付手数料550円

※次の日程で都合の悪い方は、動物病院（又は獣医師）にて、狂犬病予防注射を受けてください。

地区	日程	時間	場所
佐礼谷・野中	5 / 17 (火)	14:25~14:35	中野中 (岡田宅横)
		14:45~14:55	影之浦 (小学校前)
		15:00~15:05	栗田二 (集会所)
		15:15~15:25	栃谷 (集会所)
		15:35~15:40	日南登 (集会所)
		15:45~15:55	漆 (集会所)
		16:10~16:25	平沢 (泉宅前三叉路)
中山・永木	5 / 18 (水)	9:00~9:50	中山地域事務所前
		9:55~10:00	泉町 (宮島神社前)
		10:10~10:20	高岡 (農道記念碑)
		10:35~10:40	添賀 (集会所)
		10:45~10:50	柚ノ木 (集会所)
		10:55~11:00	重藤 (集会所)
		11:10~11:15	永木 (集会所)
		11:20~11:25	永木 (小学校前)
		11:30~11:40	福住 (亀岡店前)
		13:05~13:25	豊岡 (豊岡一集会所)
上灘	5 / 19 (木)	9:00~9:10	高見公民館
		9:15~9:25	東峰公民館
		9:35~9:40	犬寄 (バス停前)
		9:50~10:05	粒野公民館
		10:10~10:15	日尾野公民館
		10:20~10:30	岡 (徳永宅前)
		10:35~10:40	三島 (バス停前)
		10:50~11:00	大栄公民館
		11:05~11:15	翠小学校
		11:20~11:30	久保公民館
		11:40~12:00	両谷公民館
		13:00~13:10	高野川公民館
		13:20~13:30	小網公民館
		13:35~13:45	城ノ下 (石川宅前)
		13:55~14:05	本郷 (四国種苗前)
		14:10~14:20	〃 (亀岡篤宅前)
		14:30~14:40	双葉公民館
14:50~15:30	双海地域事務所前		

犬の登録・狂犬病予防注射日程表

地区	日程	時間	場所
佐礼谷・野中	5 / 17 (火)	9:00~9:10	竹之内 (集会所)
		9:15~9:30	日浦 (局前)
		9:35~9:40	坪ノ内 (生活改善センター)
		9:45~9:50	村中 (集会所)
		9:55~10:05	山口 (集会所)
		10:15~10:20	安別当 (薬師前)
		10:25~10:30	梅之木 (集会所)
		10:40~10:45	源氏 (集会所)
		10:50~10:55	犬寄 (城戸宅前)
		11:05~11:15	上長沢 (ウッドセンター前)
		11:20~11:30	榎峠 (井上宅前)
		13:05~13:15	門前 (集会所)
		13:30~13:35	坪井 (町道坪井小池線入口)
		13:45~13:55	小池 (倉庫前)
		14:05~14:10	大矢 (集会所下、三叉路)
		14:15~14:20	下野中 (西川延幸宅道路入口)

地区	日程	時間	場所	地区	日程	時間	場所
本 庁	5 / 25 (水)	10:55~11:55	市場集会所	下 灘	5 / 20 (金)	9:30~9:40	本谷(バス停前)
		13:15~14:20	稻荷西集会所			9:45~9:55	石久保(バス停前)
		14:30~15:20	三島天神社			10:00~10:05	閨住(バス停前)
	5 / 26 (木)	9:10~9:55	彩浜館前			10:10~10:20	日喰(JR下灘駅前)
		10:05~10:55	広場通り駐車場			10:30~10:35	奥西(教育住宅前)
		11:05~11:55	さざなみ館駐車場			10:40~10:50	奥東(県道分岐点)
		13:10~14:05	新川集会所			11:00~11:15	池ノ久保(畑中宅前)
	5 / 27 (金)	14:15~15:20	烏ノ木東集会所			11:30~12:00	上浜(下灘診療所前)
		9:15~9:55	唐川コミュニティセンター			13:10~13:20	下浜(濱田逸美宅前)
		10:05~11:00	片山農協倉庫前			13:25~13:30	本村(消防団詰所前)
		11:15~11:55	三秋集会所			13:40~13:50	本村公民館
	5 / 28 (土)	13:15~14:00	森集会所			14:00~14:05	松尾(町道分岐点)
		14:15~15:15	米湊聖集会所			14:10~14:20	富貴(旧公民館前)
		9:15~10:00	八倉中央集会所			14:30~14:40	満野空公民館
		10:10~11:00	宮下集会所			14:50~15:00	満野浜(集荷場前)
	5 / 29 (日)	11:10~11:50	上野集会所			15:10~15:20	富貴浜
13:15~14:05		上三谷原集会所	9:10~10:00	上吾川集会所			
14:30~15:20		白水公民館	10:10~10:50	下三谷原集会所			
この日程で都合の悪い方は次の日でも受けることができます。				5 / 24 (火)	11:00~11:50	上三谷集会所	
全 域	5 / 29 (日)	9:15~10:20	大平地区公民館		13:10~14:15	下三谷集会所	
		10:30~11:50	中村地区公民館		14:25~15:20	下吾川池田集会所	
		13:15~14:25	上野地区公民館		25 (水)	9:10~9:55	尾崎浜集会所
		14:40~16:00	伊予市役所前	10:05~10:45	本郡本村集会所		

■各種申請取扱窓口

各種申請を取り扱う窓口は次のとおりです。

種 類	市役所	中 山 地域事務所	双 海 地域事務所	佐礼谷 出張所	下 灘 出張所
戸籍の謄抄本	○	○	○	○	○
除籍の謄抄本	○	○	○	○	○
住民票	○	○	○	○	○
印鑑証明	○	○	○	○	○
印鑑登録申請	○	○	○	—	—
外国人登録申請	○	○	○	—	—
外国人登録原票記載 事項証明	○	○	○	○	○
転入・転居届等	○	○	○	△	○
転出届	○	○	○	—	○
各種戸籍の届け出	○	○	○	△	△
住民基本台帳カード 交付申請	○	○	○	—	—
公的個人認証申請	○	○	○	—	—

※上野地区公民館、大平地区公民館では、今まで通りの申請ができます。

※△は受領(預かり)のみです。

戸籍に関するお知らせです

市民生活課(内線569)

■住民基本台帳カード

中山地区、双海地区の方で住民基本台帳カードの交付を受けている方は、希望により伊予市発行のカードと交換します。

■印鑑登録について

旧中山町、旧双海町で発行して

■証明書等の交付について

各申請にともない、後日証明書等の交付を受ける場合(印鑑登録証、外国人登録証明書等)は、申請地で受領することになります。

いた印鑑登録証は、引き続き使用できますので、交換は不要です。

**学生の皆さん、届け出はお済みですか？
国民年金・学生納付特例制度**

市民生活課（内線536）

学生納付特例制度とは

学生本人に収入がない場合、届け出をして承認を受けると、在学中の国民年金保険料が猶予されるしくみです。特例制度の承認を受けると、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態に、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給が保証されます。

対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、予備校及び夜間部・定時制課程・通信制課程に在学する学生であつて、学生本人の前年の所得が68万円以下（年収で133万円以下）である方が対象となります。

※各種学校・予備校の一部や海外の学校など、該当しない学校があります。

届け出は毎年必要です。

学生納付特例制度は、前年の所得や在学の確認が必要ですので、毎年度申請しなければなりません。昨年に引き続き特例制度を利用される方は、改めて申請をしてください。



届出に必要なもの

- ① 新学年の在学証明書又は学生証（写し）
 - ② 年金手帳
 - ③ 印鑑（スタンプ印は不可）
- を持参の上、市役所市民生活課へ。

追納できます。

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。このため、この期間については、10年以内であれば保険料を追納（さかのぼって納める）することができます。満額の老齢基礎年金を受け取るためにも、卒業したら忘れずに追納しましょう。

旧日本赤十字社救護看護婦・
旧陸海軍従軍看護婦の方
**内閣総理大臣名の書状を
贈呈します**

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。
※請求期限が2年間延長され、平成19年3月31日までとなりました。

■請求・お問い合わせ

福祉課（内線526）又は総務省大臣官房管理室（〒100-8926、東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館8階、☎03-5253-5182）へ。

児童手当の手続きはできていますか？

福祉課（内線539）

児童手当制度は、小学校第3学年修了前の児童を養育している方に手当を支給してはいますが、児童の増加・転入等により、手続きのできていない方はいませんか？

また、所得の制限により受給できていない方も、平成17年度の所得の見直しにより、受給できるようになるかもしれません。

新たに対象となる方は、5月中旬に「認定請求書」を提出してください。なお、児童手当は認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。提出が遅れると、6月分からの手当てが受けられませので、新たに受給できる方は5

月中に提出してください。
なお、公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

■必要なもの

- 印鑑（スタンプ印は不可）
- 振込口座のわかるもの（郵便局以外で請求者名義のもの）
- 年金手帳（請求される方のもの）
- 保険証（請求される方のもの）
- 平成17年1月1日に伊予市に住所がなかった方は、1月1日現在にあつた住所地の「児童手当用所得証明書」

■受付開始日 5月2日（月）

新市になってから消防署はどうなったの？

伊予消防署 ☎ 982-0657

新市が誕生しましたが、今までの伊予消防署・中山・双海出張所は、伊予消防等事務組合に所属しており、これからも今までと変わりなく所属します。

伊予消防等事務組合は、伊予市（旧伊予市・旧中山町・旧双海町）、松前町、砥部町（旧砥部町・旧広田村）で構成されており、大

あなたにもできます。除細動（電気ショック）

わが国では、これまで医療資格を持たない一般の人が除細動（電気ショック）を行うことは認められていませんでしたが、最近になって、AED（自動体外式除細動器）という機器を用いて、除細動を行うことが認められるようになりました。

なので。

普通救命講習が変わりました

AEDを使った除細動が認められたことから、講習内容にAEDの使用法が加まりました。

- 講習内容（講習時間3時間）
- 応急手当の重要性
- 基本的心肺蘇生法（実技）
- AEDの使用法
- 異物除去法
- 効果確認
- 止血法

なぜ除細動が必要なの？

除細動は、目撃された心停止の傷病者の多くに対して、一般の方も行うことができる救命のための最も有効な対処法です。倒れてから1分ごとに7%から10%の割合で救命率が下がっていくこと、適応となる心電図のリズムが持続する時間が短いことを考えると、一刻も早く除細動を行うことが重要

講習のお問い合わせ

伊予消防署 ☎ 982-0657、
中山出張所 ☎ 967-1171、
双海出張所 ☎ 986-0074
へ。

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
4	16(土)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	17(日)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	23(土)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	24(日)	(株)ギケン	稲 荷 983-5576
	29(金)	功栄設備	中 村 982-5888
	30(土)	K. シマダ	下吾川 983-6553
5	1(日)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	3(火)	佐伯工業所	灘 町 983-1244
	4(水)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	5(木)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	7(土)	(有)島邦産業	灘 町 982-7332
	8(日)	豊田設備	下吾川 982-6867
	14(土)	友澤設備	大 平 982-1381
	15(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	21(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	22(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	28(土)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
29(日)	岩井水道工業所	大 平 983-3066	
6	4(土)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	5(日)	(株)ギケン	稲 荷 983-5576

※簡易水道をご利用の方は、お近くの業者にお問い合わせください。

■伊予市管内の火災と救急出場件数（3月末日現在）

種別	3月分		累計（1月から）			
火 災 件 数	本庁	1	1	本庁	5	6
	中山	0		中山	1	
	双海	0		双海	0	
救急出場 件 数	本庁	128	182	本庁	358	491
	中山	20		中山	58	
	双海	34		双海	75	

火災・救急 → 119

☎ **火 災 救急病院 案内 982-5959**

就学の困難なご家庭のために

『就学援助制度』があります！

市では、経済的な理由で就学が困難な家庭に対して、学用品費、校外活動費、給食費などを援助しています。

詳しくは、お子さんの通っている小学校・中学校へご相談ください。

■お問い合わせ 教育委員会学校教育課（内線721）又は中山・双海分室、各小・中学校へ。